

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年4月6日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 河田 光央

1 調達内容

- (1) 調達件名 一般定期健康診断及び情報機器健康診断業務委託
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日までの間
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積書を提出期限内に提出し、仕様書に定める健康診断検査項目ごとの単価（消費税込）に受診予定者数を乗じて算出した合計金額の最低価格をもって見積競争に付する。

なお、見積書には委託業務に要する一切の諸経費を含めること。

見積書には、健康診断検査項目ごとの単価（消費税込、当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）と受診予定者数を乗じて算出した合計金額を記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度全国健康保険協会生活習慣病予防健診実施機関として全国健康保険協会奈良支部と委託契約を締結している者であること。
- (3) 履行場所が全国健康保険協会奈良支部からおおむね30分以内に到着できる場所であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先
〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：小宅
電話 0742-30-3702
- (2) 見積書の提出期限
令和4年4月15日（金） 午後2時00分

4 その他

- (1) 見積書の様式は任意の様式で差し支えないが、件名、見積年月日、事業所名を記載し、代表者印を押印したものに限り。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 見積結果については、電話にて連絡する。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第23条 役職員であつた者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であつた者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

健康診断業務仕様書

1. 目的

労働安全衛生法に定める一般定期健康診断及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器健康診断を行うものとする。

2. 実施機関

契約日～令和5年3月31日

3. 健康診断検査項目及び受診予定者数

別紙1のとおり。ただし、受診予定者数については最低受診人数を保証するものではない。

4. 健康診断実施場所

原則、受託者の所有する医療施設にて実施する。また、全国健康保険協会奈良支部（奈良市大宮町7-1-33）から概ね30分程度で通える範囲とする。

5. 実施方法等

- (1) 健康診断の詳細日程については、委託者と受託者が協議して決定すること。
- (2) 所定の実施日に受診できなかった者に対して、別途日程を定めた上で履行期間内に実施し受診できるようにすること。
- (3) 「個人別受診票」については、委託者より提供される「受診者名簿」に記載された職員分（対象者全員分）を用意し、設定されている受診日の1週間前までに、各個人単位で氏名を明記した封筒に入れて、奈良支部へ提出すること。

6. 健診結果報告について

- (1) 健康診断結果は、検査終了後、3週間以内に報告すること。
- (2) 一般定期健康診断結果については、労働安全衛生規則第51条に定める健康診断個人票（様式第5号）の内容を網羅したものとし、各受診者単位で2部作成し、1部は奈良支部用、1部は受診者用として報告すること。報告する健康診断結果は紙媒体とする。なお、情報機器健康診断結果の様式については、担当者と協議のうえ決定するものとする。

7. 健診結果集計データについて

6.の健康診断結果の提出のほかに、以下のデータを作成し、検査終了後1ヶ月以内に提出すること。

- (1) 有所見者該当者名簿一覧
- (2) 健康診断項目毎の受診者数及び有所見者数一覧
- (3) 40歳以上受診者の受診結果提供用（XML形式）データ

8. 健康診断費用の請求について

契約単価に実際の受診人数を乗じて行うこととし、請求方法については事前に担当者と協議のうえ請求書を発行すること。

9. 留意事項

- (1) 健康診断実施中に事故が生じたときは、受託者において責任をもって対処（賠償）すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、担当者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託業務で取扱うデータの受付、搬送等については、その途上における漏えい、紛失、き損等が発生しないような措置を講ずること。
- (4) 業務上知ることのできた秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

別紙 1

1 一般定期健康診断

(1) 一般定期健康診断一次検査受診予定者数 10名

<検査項目>

問診	(業務歴、既往歴、自覚症状、他覚症状)
計測	(身長、体重、BMI (※1)、腹囲)
視力検査	
聴力検査	(オーディオメーター：1,000HZ、4,000HZ)
胸部エックス線検査	(間接もしくは直接撮影：1枚)
血圧測定	
尿検査	(糖、蛋白)
貧血検査	(血色素量・赤血球数)
肝機能検査	(GOT、GPT、 γ -GTP)
血中脂質検査	(HDL コレステロール、LDL コレステロール、 血清トリグリセライド)
血糖検査	
心電図検査	

※1 BMI とは、体重 (kg) \div 身長 (m)²をいう。

(2) 一般定期健康診断二次検査受診予定者数

胸部エックス線検査	1名
尿検査	1名
貧血検査	1名
肝機能検査	1名
血中脂質検査	1名
血糖検査	1名
心電図検査	1名

2 情報機器健康診断 29名 (一般定期健康診断予定者数5名含む)

<検査項目>

- ・問診 (※2) (業務歴、既往歴、自覚症状 (眼疲労を主とする視器に関する症状、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状) の有無)
- ・眼科学的検査 (遠見視力、近見視力)
- ・筋骨格系に関する検査 (上肢の運動機能、圧痛点等の検査)

※2 問診は、一般定期健康診断と併せて同時に実施する。